

堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 令和5年11月6日（月） 9時30分～10時30分

【場 所】 堺市役所本館地下1階 総務局会議室

※Web会議形式で開催

【内 容】

案件	事案概要	答申結果
1	令和5年3月に週刊誌において、令和3年度から令和4年度に実施した水道工事に係る不適切支出疑惑との記事が掲載され、その後の調査において、工事費の不適切な積算、市民からの要求への行き過ぎた対応、公文書公開請求への不適切な対応、局内での事実調査への不適切な対応が判明した。 当時の部長級職員として、適切な事務処理を指揮監督すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算を承認し、把握している事実関係を上司に報告しないなど、適切な対応を行わなかった。	停職 1月
	上記事案に関し、課長級職員として適切な事務処理を指揮監督すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算、把握している事実関係を上司に報告しないなどの不適切な行為を行った。	停職 1月
	上記事案のうち、工事費の不適切な積算に関し、部長級職員として適切な事務処理を監督すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算を是正することなく容認した。	減給 1月
	上記事案に関し、当時の課長補佐級職員として適切な事務処理を指導すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算、公文書公開請求への不適切な対応などを行った。	減給 1月
	上記事案に関し、当時の係長級職員として適切な事務処理を執行又は指導すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算、公文書公開請求への不適切な対応などを行った。	減給 1月
	上記事案に関し、担当職員として適切な事務処理を執行すべき立場であったにもかかわらず、工事費の不適切な積算などを行った。	戒告